

## 第 2 5 回会計検査院契約監視委員会定例会議議事概要

開 催 日	令和元年 1 月 2 3 日 (木)	
場 所	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会議室	
出席委員氏名	委員長 松島 桂樹 (一般社団法人クラウドサービス推進機構 理事長)	
	委 員 稲生 信男 (早稲田大学社会科学総合学院 教授)	
	委 員 長村 彌角 (公認会計士 有限責任監査法人トーマツ パートナー)	
抽出案件	6 件	(備考) 抽出案件 6 件の審議のほかに、契約の状況、少額 随意契約の状況、低入札案件の状況等について説 明を行い、その後、質疑を行った。
(内訳)		
一般競争契約	6 件	
指名競争契約	0 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	なし	

【機密性 2 情報】

(別紙)

1. 令和元年度（上半期）における契約の状況等について	
会計検査院側より、契約の状況、少額随意契約の状況について説明を行った。	
意見・質問	回 答
国際会議開催に係る会場手配、運営等業務	
・ 落札率が 100%となった理由は何か。	・ 落札率が 100%となったのは、予定価格の算定に当たって、入札参加予定者から参考に見積書を徴し、それを精査したうえで当該見積価格を採用しており、結果、入札参加予定者において見積価格と同額で応札があったことによる。
情報化統括責任者（CIO）補佐官等業務	
・ 補佐官等業務とは何か。	・ 情報化統括責任者に対し支援・助言を行う補佐官に係る業務で、補佐官は情報システム技術等に関する専門的な知識・経験を有し、独立性及び中立性を有する外部専門家を充てる必要があるため、業務を外注している。
・ 随意契約とした理由は何か。	・ 会計検査院業務情報化推進基本計画の初年度に公告による企画案の募集により企画競争を行い、最も優れたものとして選定された業者と契約を締結している。当該計画の期間中（3年間）は継続して業務を実施することから本年度も当該業者と随意契約を締結している。

2. 低入札案件の状況について	
会計検査院側より、低入札案件の状況について説明を行った。	
意見・質問	回 答
<p>植栽地維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・低入札に係る調査で、必要となる経費は計上されていて、今回の入札価格でも利益が見込まれると記載しているが、利益が見込まれない場合は、契約の相手方にはならないのか。</li><li>・調査の結果、契約の相手方に選定しないとする規定はあるのか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国の場合、最低制限価格制度が導入されていないため、履行の確保が見込まれれば契約に至る。</li><li>・履行の確保ができないおそれがある場合には、落札者としなことが予算決算及び会計令で決まっている。</li></ul>

3. 案件の審議	
次期決算確認システム（受入）に係る設計・開発業務を含む6件を審議した。 審議の内容は次のとおりである。	
意見・質問	回 答
<p><u>(1) 次期決算確認システム（受入）に係る設計・開発業務（一般競争契約）</u></p> <p><u>(2) 次期決算確認システム（物品）に係る設計・開発業務（一般競争契約）</u></p> <p><u>(3) 次期決算確認システム（国有財産）に係る設計・開発業務（一般競争契約）</u></p> <p>(次期決算確認システムに係る設計・開発業務3件について一括審議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同時期（平成31年4月1日）に3つのシステムを分離して契約した理由は何か。</li> <li>・受入に関して、新規開発が可能な仕様となっているか。それとも、従来システムの修正を行わせるのか。また、予定価格の積算は、新規開発を見込んだものとなっていたか。</li> <li>・開発後に、システムの運用や保守を行う場合、設計開発を行った業者に有利な状況ができあがっているということはあるのか。</li> </ul> <p><u>(4) 次期決算確認システムに係るハードウェア導入・賃貸借等業務（一般競争契約）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3システムの設計・開発については、同時期での契約は想定していなかったが、受入に関しては、仕様書等の作成が想定より後にずれ込み、物品及び国有財産に関しては、政府共通ネットワークの見直しによる電子文書交換システムの廃止に伴い前倒しで実施することになったことなどにより、同時期での契約となっている。なお、受入については、総合評価落札方式であるため、官報による意見招請は平成30年9月20日、入札公告日は同年12月4日となっている。</li> <li>・調達に必要なシステムの機能を仕様書及び要件定義書に示しているだけで、設計開発の方法は示しておらず、新規開発は可能としている。予定価格の積算に当たっては、参考見積書等を参考として、新規開発による工数等により算定した。</li> <li>・現行のシステムでは、構築を行った業者とは異なる業者が運用保守を行っている。次期決算確認システムにおいても、仕様書等に基づき、構築後の業務引継ぎを通じ、構築を行った業者とは異なる業者でもシステムの運用保守を行えるようにしている。</li> </ul>

【機密性 2 情報】

<ul style="list-style-type: none"><li>ハードウェアの仕様はどのようになっているのか。また、機能については、発注者が決めているのか、それとも、求められる業務量を勘案して受注者が決めることになっているのか。</li><li>仕様書等の中に、特定業者の製品が記載されているようなことはあるのか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>要件定義書において、サイジング結果によるハードウェアのCPUコア数、メモリサイズ等の詳細を記載している。機能についても、発注者側で要件定義書に示している。</li><li>要件定義書のソフトウェア製品選定結果表の一部の製品において、特定の製品名を例示して記載しているが、同等の機能を持つ別製品を提案することも可能としている。</li></ul>
<p>(5) 複合機 1 台の交換及び保守業務（一般競争契約）</p>	
<p>(6) 複合機の交換及び保守業務一式（一般競争契約）</p>	
<p>(複合機の交換及び保守業務 2 件について一括審議)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>翌年度以降は、機器に関する費用は掛からなくなり、保守に関する費用のみと考えて良いか。</li><li>高速印刷が可能な複合機の調達と中速印刷の複合機の調達の契約が 1 つにならなかった理由は何か。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>国庫債務負担行為による複数年度の契約であり、機器の購入費用は初年度に負担をし、次年度以降は保守料のみを使用枚数に応じて支払っていくことになる。</li><li>より競争性を高めるため、高速印刷が可能で高度なステープル機能を有する複合機の調達と中速の複合機の調達とを分離して調達している。なお、要求仕様を満たし、高速印刷が可能で高度なステープル機能を有する複合機は、2 社の製品のみとなっていた。</li></ul>